

農事組合法人「石田営農組合」規約

(趣 旨)

第1条 この規約は、農事組合法人石田営農組合定款（以下「定款」という。）
第46条の規定に基づき、この農事組合法人（以下「組合」という。）
の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(総会の開始と議長選出)

第2条 総会の招集者は、出席人員が定足数に達したときは、これを報告して
開会を宣言し、定款第34条2項により議長の選任を総会に諮るものと
する。

(総会の議事録署名人の選任)

第3条 議長は議事の開始にあたり、総会の承認を得て、議事録署名人2名を
指名するものとする。

(総会における議長の職務)

第4条 議長は議事の進行を図るほか、議事の整理に必要な措置をとること
ができる。ただし、組合員の発言を不当に制限してはならない。

(総会における中途退場)

第5条 組合員は、会議中みだりに議場を退くことはできない。ただし、や
むを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退く事ができる。

(総会における議事の進行)

第6条 議案は、議長がまず議題を宣言し、提案者の説明、これに対する質
疑、討論及び採決の順に確定する。

(総会における発言)

第7条 発言しようとする者は、議長の承認を得なければならない。
2 発言は、議題以外のことにわたってはならない。

(総会における採決の方法)

第8条 採決は、挙手、起立又は投票のいずれかの方法によるものとし、議
長は採決の都度、総会に諮って議決する。

(総会における禁止行為)

第9条 会議中は、私語その他議事を妨げる行為をしてはならない。

- 2 会議中組合員が議場の秩序を乱すときは、議長はこれを警告し、制止又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議を終わるまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

(役員会議)

第10条 役員会議は、理事会及び監事会とする。

(役員報酬)

第11条 役員に対する報酬、報償その他の給与は総会で定める。

(理事会)

第12条 理事会は、代表理事が必要と認める場合又は理事総数の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

- 2 理事会の招集は代表理事が行う。
- 3 代表理事は、理事会を招集しようとするときは、3日前までに日時、場所及び議案を理事に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。
- 4 理事会の議長は、代表理事が行う。

(理事会の付議事項)

第13条 理事会に付議すべき事項は、定款で定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 定款、規約、規定(規程)及び総会の議決により、理事会に委ねられた事項
- (2) 総会の招集、並びにこれに提出すべき議案に関する事項
- (3) その他組合の管理運営上必要と認める事項

2 理事会は、軽易な事項については、代表理事の専決に委ねることができる。

(理事会の議決方法)

第14条 理事会の議決は、理事総数の過半数によって決する。

- 2 理事は、代理人によって議決に加わることはできない。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 理事会は、必要に応じて組合員その他の者を出席させて意見を徴することができる。

(理事会の議事録)

第15条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調整し、出席した理事とともにこれに記名押印しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所

- (2) 出席した理事及び欠席した理事の氏名
- (3) 議事の要領及び決議事項
- (4) その他議長が必要と認めた事項

(監事会)

第16条 代表監事は、監事会を招集しその議長にあたる。

- 2 監事は、代表監事に事故あるときは、その職務を行う。
- 3 監事会は、代表監事が必要と認めた場合又は他の監事から請求があった場合に開催する。
- 4 監事会は、必要に応じて理事、組合員、その他の者を出席させて意見を徴し、又は、事情を徴聴することができる。

(監事会の付議事項)

第17条 監事会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 監査計画に関する事項
- (2) 監査細則の設定、変更、廃止に関する事項
- (3) 組合と理事との契約又は訴訟についての組合の代表に関する事項

(補助機関)

第18条 この組合に業務実施の方針を検討するため、運営委員会として次の部を置く。

- (1) 総務部（庶務、会計等の業務、販売推進、新規作物の導入・試験研究の推進）
- (2) 生産部（営農計画作成、作業日時及び人員配置、作業指図、機械・施設の導入計画及び管理運営の業務）

(業務執行に関する細則)

第19条 理事会が必要と認めるときは、この規約の範囲内で業務執行に関する細則を設けることができる。

(会計年度)

第20条 この組合の会計年度は、事業年度とする。

(会計処理)

第21条 会計処理は複式簿記とし、貸借対照表、損益計算書、剰余金（損失金）処理計算書により処理する。

(決算報告)

第22条 代表理事は、毎会計年度決算報告として、貸借対照表、損益計算書、剰余金（損失金）処理計算書を監事の監査に付し、その意見を

付けて総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により、決算報告につき総会の承認を受けるにあたっては、代表理事は、当該決算に係る会計年度中の事業報告書を提出しなければならない。

(一時借入金)

第23条 代表理事は、収支予算内の支出をするため、総会で定めた最高額の範囲内で、一時借入れすることができる。

(事業の実施)

第24条 定款第7条及びそれに付帯する事業は、総会の承認を得て実施するものとする。

- 2 事業実施に伴う計画立案は、運営委員会が行う。

(その他)

第25条 この規約の改廃は、総会に諮り協議決定する。

附則

この規約は、平成26年1月13日より施行し、農事組合法人石田宮農組合の設立の日から適用する。